

議案第 1 1 5 号

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬  
及び費用弁償等に関する条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬  
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

(前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年前橋市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項前段中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 4 条 前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項前段中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の前橋市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第 5 条第 2 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)第 5 条第 2 項前段の規定は、令和 5 年 1 2 月 1

日から適用する。

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の前橋市特別職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。